

船舶事故等調査報告書

平成24年4月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第216号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成23年12月16日 01時40分ごろ	
発生場所	千葉県銚子市犬吠埼南東方沖 犬吠埼灯台から真方位143° 137海里付近 (概位 北緯33° 54.0′ 東経142° 33.0′)	
事故等調査の経過	平成23年12月19日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第二十一 ^{ゆうじん} 勇仁丸、17トン	
船舶番号、船舶所有者等	K02-2517（漁船登録番号）、株式会社馬詰造船所	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士 漁ろう長兼機関長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、船長ほか6人が乗り組み、犬吠埼南東方沖260km 付近の海上において、漁ろう長が指揮を執り、まぐろ延縄漁を操業中、平成23年12月16日01時40分ごろ推進器に漁具のロープが絡まった。 本船は、海上保安庁に救助を要請し、巡視船に続いて僚船によりえい航されて千葉県勝浦市勝浦港に入港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 7、視界 良好 海象：波高 約3m	
その他の事項	漁ろう長が当直中であつた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし なし 不明 本船は、犬吠埼南東方沖で漁ろうに従事中、推進器に漁具のロープが絡まったことから、航行不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、犬吠埼南東方沖で漁ろうに従事中、推進器に漁具のロープが絡まったため、航行不能となったことにより発生したものと考えられる。	